

避難者受入れ経費への財政措置の見直しについて

平成25年5月 総務省

- 避難者の受入れに伴い、受入団体が負担する経費については、地方団体に調査を行い個別の受入れ事務に要する経費を積み上げた上で、特別交付税措置を講じているところ。
- 今回、避難者受入れに係る財政措置の充実を図る観点から、原発避難者特例法の避難住民の受入れに伴う経費の算定方法(市町村分)について、個別の受入れ事務に要する経費を積み上げる方式から、一人当たりの標準的な受入れ経費の単価を用いる方式に見直すこととする。

受入れ事務に要する経費	現行の特別交付税措置	見直し案
原発避難者特例法の特例事務(10法律) (保育所入所、児童扶養手当等)	全団体 10割 ※調査による積上げ額	単価×避難住民数※ (※避難住民数は、原発避難者特例法の避難住民(当該市町村が受け入れているもの)の数)
その他の事務 (消防・救急、子育て支援等)	被災団体 10割 その他の団体 8割 ※調査による積上げ額	

(注) 上記以外の避難者受入れ経費への財政措置(都道府県分、市町村分のうち原発避難者特例法の避難住民に係る財政収入の減分(使用料減免等)及び原発避難者特例法の避難住民以外の避難者に係る分)については、現行どおり、調査による積上げ額を対象として、被災団体は10割、その他の団体は8割に特別交付税措置を講じる。